

挙では、その比率は大きく低下したものの、3グループで60%を超えており、E P PとS & Dの2大グループで過半数を維持している状況は変わっていない⁵⁹。よって、これまで同様欧州議会における主要政党の優位は揺るがないものと考えられる。

なお、主要グループ以外では、右派のE F D Dと左派のG U E / N G Lがそれぞれ議席を大きく伸ばしたが、その政策的な隔たりは非常に大きく両者の意見集約などは困難と考えられる⁶⁰。また、E F D Dについて見れば、グループ内においても各国政党のスタンスに相当な相違がある⁶¹。反E Uにしかつながらを見出せず、政策的な隔たりにより結束を欠けば、結果的に1つの声で発言できず議会における影響力の行使は限定されてこよう。

4. 欧州委員会委員長を選出

(1) 欧州委員会委員長候補をめぐる各欧州政党における対応

今回の選挙では各欧州政党がそれぞれ欧州委員会委員長の候補者（Spitzenkandidat⁶²）を立てたが、各政党内においても選挙が行われるなど、その選考過程は非常に重要なものとなった⁶³。選考の結果は図表8のとおりであるが、旧東欧出身者は選出されなかった。

図表8 各党の欧州委員会委員長候補者

欧州人民党（E P P）	ユンカー ⁶⁴ 前ルクセンブルク首相兼財務相（ルクセンブルク）
欧州社会党（P E S）	シュルツ ⁶⁵ 欧州議会議長（独）
欧州保守改革同盟（A E C R） ⁶⁶	—
欧州自由民主同盟（A L D E）	ヴェルホフスタット ⁶⁷ 欧州議会議員（ベルギー）
欧州左派党（E L）	ツイプラス ⁶⁸ ギリシャ急進左派連合党首（ギリシャ）
欧州緑の党（E G P） ⁶⁹	ボベ ⁷⁰ 欧州議会議員（仏） ケラー ⁷¹ 欧州議会議員（独）

（出所）筆者作成

⁵⁹ S & Dは全加盟国、E P Pは英を除く全加盟国において議席を獲得している。

⁶⁰ VoteWatch (<http://www.votewatch.eu/>)によれば、第7議会期（2009年～2014年）におけるE F D（現E F D D）とG U E / N G Lの投票行動の一致割合は40%にも満たないとされる。

⁶¹ VoteWatchによれば、第7議会期（2009年～2014年）におけるE F D（現E F D D）において32議席中13議席（2009年）を占めていたU K I PとE F Dとの投票行動の一致割合は50%程度とされる。

⁶² 「筆頭候補者」の意。

⁶³ 各欧州政党の欧州委員会委員長候補者の選出については、児玉昌己「ガバナンスの危機と欧州議会の正統性の再構築に向けた動き 2014年欧州議会選挙に向けた欧州委員会の長の候補者選定の動向」『久留米大学法学』第70号（2014.4）が詳しい。

⁶⁴ E Uにおいてもユーロ圏（リトアニアの加盟で19か国）の財務相会合であるユーログループの議長を長年務めた。2009年には各国から欧州理事会議長に推されたが、仏の支持を得られなかったとされる。E P Pの党大会では、バルニエ欧州委員（仏）（E P P副党首。仏外相等を歴任）を投票で破った。

⁶⁵ 英・労働党はシュルツを支持しなかった。

⁶⁶ 欧州懐疑主義のスタンスから、欧州委員会委員長の選定過程に参加せず、候補擁立を見送った。

⁶⁷ 欧州議会のA L D Eグループ代表。元ベルギー首相であり、2004年の欧州委員長選出では独・仏から推されたが、英・伊の反対があり実現に至らなかった。

⁶⁸ ギリシャ国会議員

⁶⁹ E G Pは、Greens / E F Aにおいてもジェンダー等を意識して共同代表制度としているのと同様に、欧州委員会委員長候補も2名を選出した。

⁷⁰ コーン＝ベンディット前Greens / E F A代表と共にヨーロッパ・エコロジー（仏）を主導

⁷¹ 候補最年少の1981年生まれ（32歳）の女性議員。ボベ欧州議会議員と共に、現職の欧州議会のGreens / E F Aグループ共同代表であるハルムス欧州議会議員（独）らを投票で破り候補に決定した。

(2) リスボン条約の解釈と欧州理事会による欧州委員会委員長候補の指名

欧州委員会は5年に1度の欧州議会選挙に合わせて交代し、欧州議会の承認を受ける仕組みだが⁷²、それまで加盟国首脳が決定していた欧州委員会委員長候補について、リスボン条約では「欧州議会の選挙結果を考慮して」欧州理事会が指名を行うこととされた⁷³。このため、各政党はそれぞれの独自候補を立てて選挙を戦ったが、選挙結果の「考慮」をめぐり、選挙後も各国間で多くの駆け引きがなされた⁷⁴。中でも、メルケル独首相は第1党となったE P Pの候補であるユンカー支持を明確にしていたが、キャメロン英首相は、ユンカーは連邦主義者でありEUの改革はできない旨主張し指名に強硬に反対した。2014年5月27日の欧州理事会メンバーによる非公式夕食会において同首相は、ユンカーの選出は英の政権を不安定化させ英がEUにとどまることを保証できないと訴えたとされる⁷⁵。さらに、同首相は伊、オランダ、スウェーデン、ハンガリーの各首脳らと指名反対のため協議を重ねたが⁷⁶、実を結ばず、孤立を深めた。こうして、リスボン条約の規定の解釈をめぐり、欧州理事会の欧州委員会委員長候補指名権限について強い緊張が生じていた。

最終的に6月27日の欧州理事会では、英の強い反対もあり、それまでの全会一致ではなく26対2の賛成多数（反対は英、ハンガリー）によりユンカーの指名が決定された⁷⁷。なお、欧州理事会の総括文書では、EUの将来的発展に関する英の懸念に対処していく必要性や、それに関連して、EUの更なる緊密化⁷⁸においてはそれぞれの国にとって統合に向けた異なるやり方が可能であり、統合派の前進も認められるが、これ以上進展を望まない人々も尊重されることに欧州理事会が留意すること、また、新たな欧州委員会の発足後には、EU条約を尊重しつつ将来的な欧州委員会委員長任命プロセスについて欧州理事会が検討を行うことについてそれぞれ記されるなど、英への配慮が示された。

これを受け、7月15日、欧州議会本会議において、ユンカーの欧州委員会委員長就任が承認された（賛成422、反対250、棄権47、無効10、総投票729）⁷⁹。これにより、現在の任期が2014年10月末に切れるバローゾ委員長の後を受けてユンカー委員長が誕生する⁸⁰。

⁷² 1993年のマーストリヒト条約発効により欧州委員会の承認権が欧州議会に付与されるに際し、それまで4年であった欧州委員会の任期は5年と改められ、欧州議会議員任期（5年）との同一周期性が確保された。児玉昌己『欧州議会と欧州統一EUにおける議会制民主主義の形成と展開』（成文堂 2004年）211頁

⁷³ リスボン条約による改正により、EU条約第14条第1項に欧州議会は欧州委員会委員長を選出する旨、同第17条第7項に「欧州議会の選挙結果を考慮して、適切な協議を持った後、欧州理事会は、特定多数決によって、欧州議会に対して、委員会の委員長候補を提案する。この候補者は、欧州議会によって、その総議員の多数決によって選出される」との規定が新設された。訳文は、鷲江義勝『リスボン条約による欧州統合の新展開—EUの新基本条約』（ミネルヴァ書房 2009年）を参照

⁷⁴ 英・仏はEU縮小論を展開した。また、中道左派政権の伊・仏は、緊縮財政政策からのEUの方針転換を迫り、ユーロ圏における財政赤字をGDPの3%内に制限する安定・成長協定（SGP）の緩和を求めた。欧州議会選挙でも緊縮財政政策への反対を訴えたS&Dは、雇用・成長重視の政策の実現を主張した。

⁷⁵ なお、リスボン条約では、初めてEUからの脱退手続が規定されている（EU条約第50条）。

⁷⁶ ユンカーの指名に関しては、E P Pが第1党になったとはいえ前回選挙から大幅な議席減となった点への指摘や、ユーログループ議長としてユンカーはユーロ危機においてユーロ防衛のために南欧諸国等に緊縮政策を強く迫ったことから、南欧では批判が強いとの懸念も見られていた。

⁷⁷ E P Pはユンカーの欧州委員会委員長指名の代わりに欧州議会議長をS&Dに譲ったとされる。「欧州議会議長にシュルツ氏が再選」『日本経済新聞』（2014.7.1）

⁷⁸ キャメロン英首相は、EUの方向性を示すEU条約前文の“ever closer union”の概念について、英にはふさわしくなく、条約から削除されるべきと主張している。

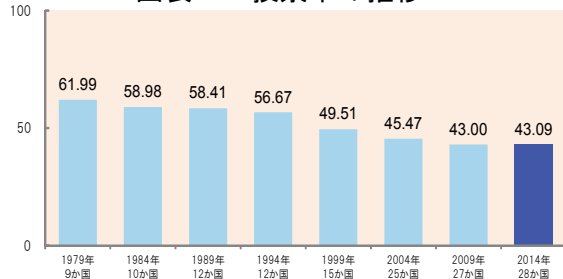
⁷⁹ E P P、S&D、ALDEからの広範な支持があった。

⁸⁰ ルクセンブルクからは、トルン元首相、サンテール元首相以来3人目の欧州委員会委員長となる。

(3) リスボン条約下における欧州委員会委員長候補選出の意義

欧州議会選挙はEUに対する選挙というよりも各国政権への信任投票的意味合いが強いと解されており、投票率の低下も深刻であった(図表9参照)。

図表9 投票率の推移



(出所) 欧州議会ウェブサイトを参考に作成

今回は、各政党がそれぞれEUの行政府の長である欧州委員会委員長の独自候補を立てて選挙戦を戦い、テレビにおける候補同士の公開討論会なども実施されたことから、その投票率が注目を集めた。

しかし、結果は前回選挙の43.00%をわずかに0.09%上回るのみとなった。

直近の国内議会の投票率と比較してみると、

欧州議会選挙の投票率が格段に低い傾向(図表6参照)にあることが確認できるが、従来欧州議会における投票結果がEUにおける行政府である欧州委員会の構成に影響しない点、欧州議会選挙の低投票率や市民の無関心の1つの大きな要因として考えられていた⁸¹。だが、各党の欧州委員会委員長候補者を投入したキャンペーンにもかかわらず、投票率への影響は結果的にほとんど見られなかったと言えよう。

これまでEUでは加盟国の主権的権限がEU機関に移譲されていく一方で、それに対応したEU側の民主的装置の整備が不十分である旨の指摘がなされており、いわゆる「民主主義の赤字(democratic deficit)」として課題とされてきた⁸²。欧州議会の権限拡大はこうした要請に応じてきたものだが⁸³、他方で投票率の低下は欧州議会そのものの正当性に影響しかねず、EUの民主的正当性の確保のためにも解決すべき課題となっている。

今回の選挙を通じ、欧州委員会委員長候補選出の在り方をめぐって議論が数多く見られた。欧州理事会の総括においても示されたように、今後の検討も注目される。今回の選出が意義ある前例として重視・尊重され、慣例化されれば、欧州議会選挙の正当性向上に向けた変質の可能性はまだ残っており、欧州委員会ひいてはEUの民主化にもつながるであろう。そして、欧州委員会委員長候補の選出が実質的に欧州議会選挙の結果に基づくものとなるとすると、コルベットの挙げた欧州議会の特徴⑦(図表3参照)から変容し、統治機構としては議院内閣制に接近したものとなってくる⁸⁴。その創設以来権限拡大を続ける欧州議会だが、同じく特徴⑩として指摘されているように、議会の解散制度についても留意がなされるべきであろう。

(ねぎし たかし)

⁸¹ 児玉昌己『欧州議会と欧州統一—EUにおける議会制民主主義の形成と展開』(成文堂 2004年) 355頁

⁸² 児玉昌己「ガバナンスの危機と欧州議会の正統性の再構築に向けた動き—2014年欧州議会選挙に向けた欧州委員会の長の候補者選定の動向」『久留米大学法学』第70号(2014.4) 参照

⁸³ 共同決定手続の導入、欧州委員会の承認権限や欧州委員会に対する立法発議請求権などが挙げられる。児玉昌己『欧州議会と欧州統一—EUにおける議会制民主主義の形成と展開』(成文堂 2004年) 208~213頁参照。なお、リスボン条約では、加盟国議会の権限も強化され、EU法案に対し補完性原則の観点から異議申立てが可能となっており、EU市民による課題発案である欧州市民イニシアティブも導入された。

⁸⁴ 鷲江義勝『リスボン条約による欧州統合の新展開—EUの新基本条約』(ミネルヴァ書房 2009年) 21頁(児玉昌己執筆) 参照